

消費税率引上げに伴う「すまい給付金制度」に係る
【現金取得者向け新築対象住宅証明書】の発行業務のご案内

平成 25 年度税制改正に基づく消費税率引上げに際して、住宅取得者の負担軽減を目的とした「すまい給付金制度」が創設されます。住宅ローンを利用せず現金で新築住宅を取得する方は、「すまい給付金」を申請する際、要件のひとつとして【現金取得者向け新築対象住宅証明書】が必要となります。当センターでは、その証明書の発行業務をおこないます。

～平成 26 年 4 月 1 日から業務を開始します。～

《 証明業務を行なう住宅 》

- (1) 所在地が福井県内であること。
- (2) 建築基準法に基づく建築主事又はセンター(以下「センター等」という。)の確認済証が交付された住宅又は交付される見込みの新築住宅であること。
- (3) 次のすまい給付金要件を満たしていること。
 - ① 床面積が 50 m²以上であること
 - ② 施工中等に検査を実施し、一定の品質が確認できること。
 - ③ 省エネルギー性、耐久性・可変性、耐震性、またはバリアフリー性に関して、下記の表のいずれかの基準を満たすこと。

表

区 分	基準(住宅の品確法に基づく評価方法基準等)
省エネルギー性	① 省エネルギー対策等級の等級 4
耐久性・可変性	② 劣化対策等級 3 の住宅で、かつ、維持管理対策等級 2 以上 (共同住宅等では、一定の更新対策が必要)
耐震性	③ 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の等級 2 又は等級 3 ④ その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)の 免震建築物
バリアフリー性	⑤ 高齢者等配慮対策等級 3 以上

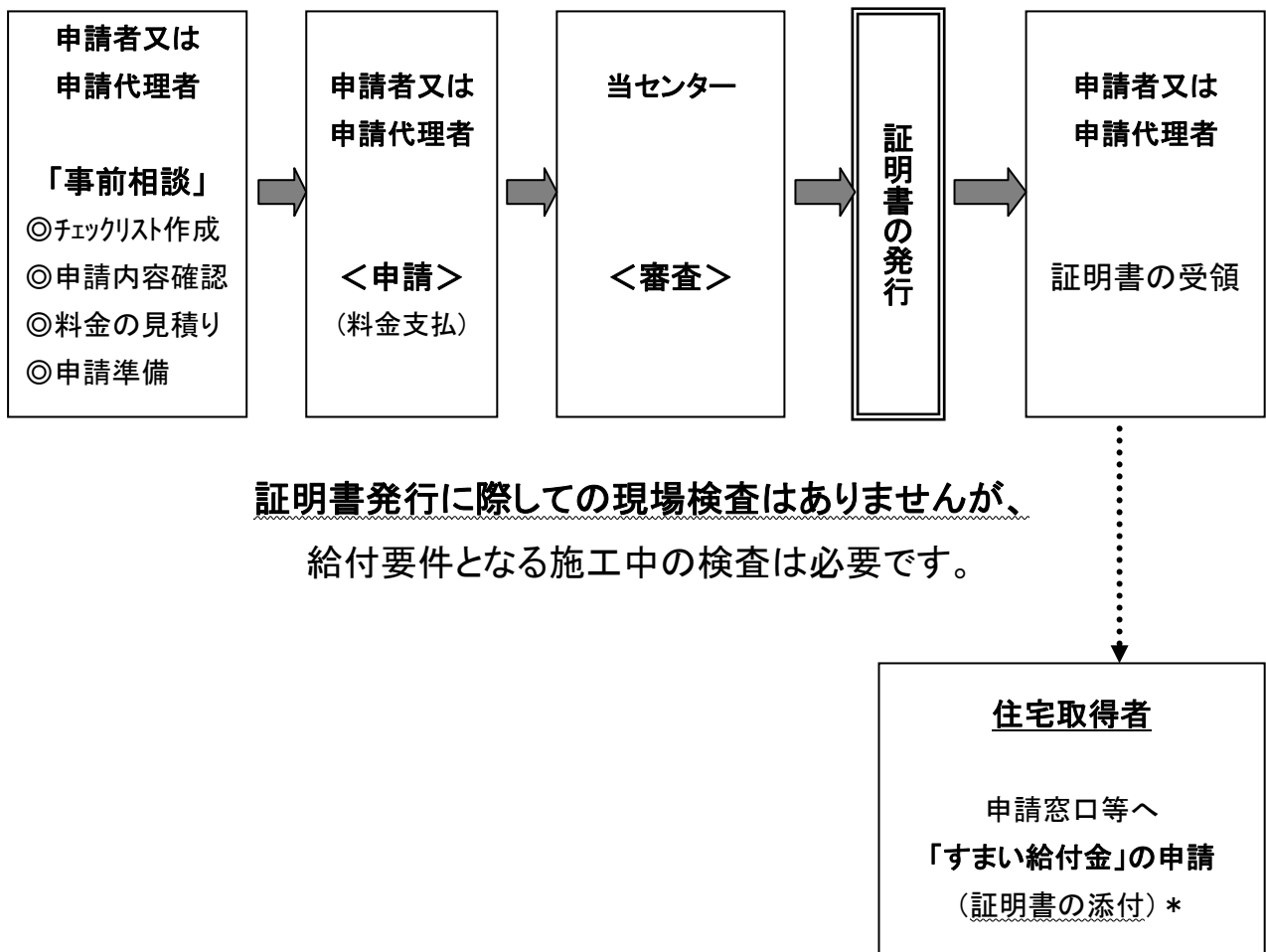
《 証明業務に係る料金 》

別紙料金表によります。

《 申請にあたっての注意点 》

- 申請に先立って、必ず「事前チェックシート」による事前相談を受けていただきます。事前相談は無料です。
- 事前相談の結果証明申請を行い、引受承諾書の発行以降に申請を取り下げる場合は、取り下げ届を提出いただきます。また、審査の結果、証明対象住宅が基準等に適合せず、かつ是正される見込みがないと認めるときは、証明書を発行できない旨の通知を交付します。
- 証明書の発行後に「すまい給付金」の給付要件を満たさなくなった場合は、証明書発行に要した料金は返却いたしません。

《 証明書発行までの流れとすまい給付金の申請 》



* (注意) 証明書以外で給付金申請に必要な書類は、給付金申請窓口等でご確認ください。

一般財団法人福井県建築住宅センター
現金取得者向け新築対象住宅証明書発行業務料金表

(1) 一戸建て住宅、併用住宅(住宅部分の床面積が建物全体の 1/2 以上の場合に限る)

消費税込金額 【単位:円】

基 準		料 金	
省エネルギー性	断熱等性能等級 4 一次エネルギー消費等級 4	型式認定書等*1がある	5,000
		センターが発行した 性能評価書等*2がある	5,000
		上記以外	25,000
耐久性・可変性	劣化等級 3 かつ 維持管理対策等級 2 以上	型式認定書等*1がある	5,000
		センターが発行した 性能評価書等*2がある	5,000
		上記以外	15,000
耐震性	・耐震等級(構造躯体の 倒壊等防止)2 以上 ・免震建築物	型式認定書等*1がある	5,000
		センターが発行した 性能評価書等*2がある	5,000
		上記以外	35,500
バリアフリー性	高齢者等配慮対策等級 3 以上	センターが発行した 性能評価書等*2がある	5,000
		上記以外	15,000

※1 型式認定書等とは、評価方法基準による「住宅型式性能認定書」または「型式住宅部分等製造者認証書」をいう。

※2 性能評価書等とは、当センターが発行した次のいずれかをいう。

- ①設計住宅性能評価書または建設住宅性能評価書
- ②長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証
- ③低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証
- ④贈与税の非課税措置に係る住宅性能証明書

(2) 共同住宅、長屋等の料金は、別途見積りとする。

(3) 変更申請の料金:

直前の技術的審査を当センターが行っている場合は、1 回の変更につき、上記料金表の 2 分の 1 の額とする。(ただし、内容によっては別途見積りとする。)

(4) 紛失等による再発行の料金は、2,000 円(税込)とする。

(5) 住宅が共有名義の場合、2 人目以降の証明書の発行料金は、2,000 円(税込)とする。

(6) 基準が耐震性で、限界耐力計算等の特別な計算方法による場合は、別途見積りとする。